

苦情解決の公表

富士こども園は、社会福祉法第82条の規定により、利用者の皆様からの苦情・ご意見に適切に対応するよう取り組んでおります。苦情およびその解決について、個人情報や申込者が拒否した場合を除き、当園ホームページにて公表し、改善に努めます。

令和5年度

1	申請日	令和5年6月14日		
	内容	2週間ほど外遊びをしていないようなので、外でもっと遊ばせてほしい。		
	第三者委員会への報告の要否	否	苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち合いの要否	否
	解決日	令和5年6月20日		
	経過・結果	夏の行事等での制作を行っていたり、子ども達の体調等を踏まえ、少ない時間では外に出ていたが、保護者への連絡が足りていなかったようなので、今後コミュニケーションをより取っていくよう周知した。		
2	申請日	令和5年7月31日		
	内容	天候が良く、暑いのに、プール遊びをしていないようで、もっとプール遊びをしてほしい。		
	第三者委員会への報告の要否	否	苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち合いの要否	否
	解決日	令和5年8月3日		
	経過・結果	園の行事や熱中症警戒アラート、感染症の発生等により、プール遊びの中止が続いていた旨を伝えた。入れなかった時は、その理由や事情を伝えるようにした。		
3	申請日	令和5年9月27日		
	内容	園舎建築工事の騒音がうるさい。		
	第三者委員会への報告の要否	否	苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち合いの要否	否
	解決日	令和5年9月28日		
	経過・結果	館林市より担当課が工事現場を確認し、問題が無い旨を申出人に伝えていただき、理解を得られた報告を受けた。		

苦情解決の公表

富士こども園は、社会福祉法第82条の規定により、利用者の皆様からの苦情・ご意見に適切に対応するよう取り組んでおります。苦情およびその解決について、個人情報や申込者が拒否した場合を除き、当園ホームページにて公表し、改善に努めます。

令和5年度

4	申請日	令和5年12月19日		
	内容	教職員の態度が悪く、子どもの声を聞かずに無視をする。保育相談をしたときに約束した報告がない。		
	第三者委員会への報告の要否	要	苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち合いの要否	否
	解決日			
	経過・結果	コミュニケーション不足に対し謝罪をし、改善に努めるようにする。		
5	申請日	令和6年1月15日		
	内容	同じクラスの子に暴力を受けたと言っている。当該児の保護者に報告し、事実確認をしてほしい。		
	第三者委員会への報告の要否	否	苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち合いの要否	否
	解決日	令和6年1月18日		
	経過・結果	園児に話を聞き、内容が変わっていたことから、当時様子を見ていた教職員に確認したが、そのような事実はなかった旨を申出人に報告した。		